

○国立大学法人埼玉大学経済学部－大学院人文社会科学研究科 学士・博士前期5年一貫コース規程

〔平成29年4月21日〕
規則第4号

改正 平成30. 3. 6 29規則53

(趣旨)

第1条 この規程は、学士課程と博士前期課程を連結させた5年一貫の高等教育を行うことで、グローバルな知識社会に対応できる高度な専門性を有した意欲ある人文社会科学系人材を養成し、社会に送り出すことを目的とした「学士・博士前期5年一貫コース」(以下「5年一貫コース」という。)を設置し、その実施に必要な事項を定める。

(目的)

第2条 5年一貫コースは、学部在籍の比較的早い段階から修士学位取得を視野に入れた密度の濃い教育カリキュラムを課し、短期間で学士学位及び修士学位を取得することを目的とする。

(出願資格)

第3条 5年一貫コースへの出願資格は次のとおりとする。

- (1) 経済学部にて在籍する2年生以上の学生
- (2) 国立大学法人埼玉大学経済学部における早期卒業に関する規程第3条の要件を満たす見込みのある学生
- (3) 指導教員からの推薦が得られる学生

(出願手続)

第4条 5年一貫コースへ参加を希望する学生は、経済学部の指定する書類を、所定の期日までに学部長に提出するものとする。

(コース登録)

第5条 5年一貫コースへ参加する学生(以下「コース学生」という。)の認定は、書類審査・面接の上、教授会の議を経て学部長が行う。

(選考)

第6条 コース学生は、学内推薦特別入試により大学院人文社会科学研究科博士前期課程への進学を認める。

(大学院科目の履修)

第7条 コース学生は、大学院科目の早期取得を目指すため、国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究科の科目を履修することができる。

2 前項により修得した単位は学部卒業要件には含まれない。

(大学院履修科目の認定)

第 8 条 コース学生が前条第 1 項の規定に従い修得した単位はコース学生が大学院人文社会科学研究所博士前期課程に進学した際に国立大学法人埼玉大学大学院学則第27条及び国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究所規程第12条の規定により、入学前の既修得単位として10単位を限度に修了に必要な単位として認定するものとする。

(博士前期課程の修業年限)

第 9 条 コース学生の大学院人文社会科学研究所博士前期課程における標準修業年限については、国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究所規程第 9 条第 1 項ただし書に定めるとおりとする。

(雑則)

第 1 0 条 この規程に定めるもののほか、5 年一貫コースの実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年 4 月21日から施行し、平成29年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成30. 3. 6 29規則53)

この規程は、平成30年 3 月 6 日から施行し、平成29年 4 月 1 日から適用する。